

4月1日現在で65歳以上の年金受給者のうち 住民税の納付義務のある方が対象です。



65歳以上の方の年金所得に係る住民税の納税方法が変わります。

この制度の対象となるのは、「4月1日現在で65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方」です。

ただし、以下の方については、対象となりません。

- ◆介護保険料が年金から引き落としされていない方
- ◆引き落としされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方など

引き落としの対象となる年金とは・・・

老齢基礎年金又は昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等を言います。障害年金及び遺族年金などの非課税の年金からは、住民税の引き落としはされません。

引き落としされる住民税額は・・・

引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまでどおり給与からの引き落とし、または納付書で納めていただくことになります。

引き落としが中止となる場合は・・・

引き落とし開始後、町外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、普通徴収（納付書により役場や金融機関などで納める方法または口座振替）により納めていただくことになります。

平成21年10月支給分の年金から引き落としが始まります。

(例) 住民税の年税額が6万円（年金所得のみ）の場合

■これまでの納め方

納付書等で納める（普通徴収）				
月	6月	8月	10月	1月
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の1/4ずつ納付書等で納めていただきました。

■平成21年度の納め方

月	納付書等で納める（普通徴収）		年金から引き落とし（特別徴収）		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書等で納めていただきます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを引き落とします。

引き落としの開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成21年度の住民税額のうち半分については、平成21年6月と8月に、これまでどおり納付書または口座振替で納めていただくことになります。

■平成22年度以降の納め方

年金から引き落とし（特別徴収）						
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			22年度の年税額の残りの1/3ずつ		

4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を引き落とします。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。

◆問い合わせ 税務課 ☎0820(74)1008